

地方創生・行財政改革調査特別委員長報告

平成31年2月定例会

地方創生・行財政改革調査特別委員会の調査結果についてご報告いたします。

本委員会は、①県の地域特性を踏まえた望ましい地方創生のあり方について調査検討すること、②県の実情に即した地方分権のあり方について国の動向も注視しつつ調査検討すること、③行財政改革の進捗状況、その効果及び課題等について調査検討を行うこと、の3点を目的として平成29年5月臨時会において設置され、執行部に説明を求め、調査を行ってきました。

以下、その調査結果及び本委員会からの意見や要望等についてご報告いたします。

まず初めに、「地方創生」についてであります。

島根県では、人口減少に歯止めをかけ、しまねの地方創生を目指す戦略として、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を策定し、2040年までに合計特殊出生率 2.07 と社会移動の均衡を実現できるよう取り組んでいるところです。

この「島根県総合戦略」については、毎年度、施策の進捗状況についての評価を行うとともに、その評価を踏まえて施策の充実・強化、見直し、不足している対応の検討などを行い、改訂が行われています。

その上で、今年度も引き続き、「しごとづくりとしごとを支えるひとづくり」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる社会づくり」、「しまねに定着、回帰・流入するひとの流れづくり」、「地域の特性を活かした安心して暮らせるしまねづくり」の4つの基本目標の達成を目指して取り組まれています。

平成30年9月定例会において、総合戦略に基づく施策の成果については、概ね順調に進んでいるものの、小さな拠点づくり、人材の確保や育成・定着に向けた雇用対策、子育て環境の整備、U I ターンの促進にまだ課題があるとの報告がされたところであります。

また、平成30年6月には、国の地方創生の方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」が閣議決定され、今後、国において平成32年度以降の次期総合戦略が策定される予定であり、県としても、次期総合戦略の策定に向けて必要な検証を進めていくとの報告もあわせて受けております。

こうした状況の中、本県の地域特性を踏まえた、より望ましい地方創生のあり方について、次のとおり意見・要望を行うものです。

- ・総合戦略に基づく施策、事業を実施するにあたっては、いかに人口減少を食い止めて地域を守るのかということを各部局、各課、各職員が一念に思って、部局横断的に取り組んでいくこと
- ・総合戦略が県民に十分に伝わっていないので、特に若者に希望を持ってもらうため、島根県が目指す将来像を積極的に広報し、県民の理解を得るよう努めていくこと
- ・平成32年度以降の次期総合戦略の策定にあたり、これまでの検証を行う際には、島根県の目指す将来像を具体的に示し、県財政の現状も含め、各市町村と共有した上で、議論していくこと
- ・また、次期総合戦略の評価指標（K P I）の設定にあたっては、各事業の活動による成果が適正かつ適切に反映されるよう検討していくこと

以上が、本委員会の「地方創生」に関する調査結果の報告ですが、その他、近年人材不足を背景とした県内企業の外国人雇用の動きにより外国人住民は急増しています。現在、国は新たな在留資格の創設など外国人労働者の受け入れ拡大に向けた動きを進めているところであり、今後も外国人住民はますます増加すると考えられます。こうした中、外国人の受け入れ環境の整備などについては、国の責任において行うよう要望していくことが重要であると申し添えておきます。

次に「地方分権」についてであります。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基礎となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマです。

平成26年度からは、地方の発意に根ざした取り組みとして、国から地方への事務・権限の移譲及び規制緩和に関して、地方公共団体等から国へ提案する、提案募集方式が導入されています。

県においては、事務遂行に支障となる事例などを踏まえて提案していくこと、また、中国5県で賛同できるものは共同提案を行っていくことを取組方針とし、平成29年には13件、30年は4件を中国地方知事会として国に提出されました。

この提案について、国の対応方針の中で、「提案の趣旨を踏まえて対応等をする」とされたものが、平成29年の提案分が指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の研修修了の要件の緩和など8件、30年の提案は児童養護施設に配置する職種の緩和など3件であり、国全体では、平成29年の提案分が207件の提案に対し186件、30年の提案分が188件の提案に対し168件という結果でした。

国においては、この対応方針に沿って地方からの提案に対する、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等が進められ、平成29年提案分について15の法律が一括改正され、30年提案分についても今後、必要な法律改正が行われる予定です。

以上の調査を踏まえ、県の実情に即した望ましい地方分権のあり方について、次のとおり意見・要望を行うものです。

- ・地方分権を進めるにあたっては、地方が行う事務・権限に見合う財源が制度的に確保されなければならないことから、地方交付税など必要な地方財源の総額を確保するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮した財源措置が図られるよう引き続き国へ要望していくこと
- ・国から地方への権限移譲、規制緩和については、地方の裁量を高めることによって住民サービスの質の低下をもたらすことのないよう、地方の実情に応じたやり方を、国に提案していくこと
- ・全国一律に事務・権限移譲が難しく選択的な移譲となる場合については、県内自治体間で対応が異なることにより住民サービスに重大な格差が生じないよう、県として必要な対応を行っていくこと

以上が、本委員会の「地方分権」に関する調査結果の報告です。

次に、「行財政改革」についてであります。

今後の県政の発展に向けた地方創生・人口減少対策などに適切に対応するためには、健全な財政基盤が必要であるため、平成20年度から取り組んでいる財政健全化基本方針に基づく財政健全化の取り組みと今後の財政運営の考え方、職員の定員管理などについて調査を行いました。

以下、主な調査事項に関してご報告します。

まず、財政健全化の取り組みと今後の財政運営の考え方についてです。

平成20年度から10年間の財政健全化については、職員定数の削減や歳出の見直し、歳入の確保などに取り組んできた結果、平成29年度において基金を130億円程度確保した上で、給与の特例減額などの措置なしに収支が均衡するという財政健全化基本方針の目標を達成したとの報告を受けました。これまで、行政の効率化・スリム化や事務事業の見直しなどに取り組まれた結果、着実に財政健全化を進めてこられたことについては、評価いたします。

しかし、県財政は依然として自主財源に乏しく、国からの収入に依存しているため財政基盤が脆弱であり、さらに一般財源の大半は人件費、公債費、扶助費などの義務的な経費に充てられているため、歳出面では弾力性に乏しい状況に変わりありません。

また、県債残高は他の都道府県と比べると高い水準にあり、公債費が一般財源の4分の1を占めていることから、県債残高の縮減は引き続き県財政の課題となっています。

こうした状況の中で、将来にわたって収支が均衡した安定的な財政運営を行うため、平成29年10月に「財政運営指針」を策定し、基金の確保と県債残高の縮減の目標を掲げて今後の財政運営に取り組むことも併せて報告されました。

次に定員管理についてですが、平成26年に策定した「今後の財政健全化の取り組み方針」において、平成29年度までの削減数を1,300人程度として取り組み、平成29年4月1日現在で1,146人の削減実績となりました。

今後は、財政運営指針に基づき、正規職員、再任用職員、臨時・嘱託職員をあわせた人役を基本として、毎年度、業務の効率化を図りながら適正な人員配置を行うこととしているとの報告がありました。

以上の調査を踏まえ、「行財政改革」について、次のとおり意見・要望を行うものです。

- ・財政健全化については、収支均衡が単なる数字合わせにならないよう、県民生活の実情を見ながら、財政の安定化よりも県民本位の県民生活の安定化を第一に考えて、小さな拠点づくりや事務事業の見直しを進めていくこと
- ・法改正により導入される会計年度任用職員制度において、非正規職員の処遇改善に努めるとともに、職員の負担軽減の観点からも、業務の効率化を図りながら、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員の適切な人員配置を行うこと

以上が「行財政改革」に関する調査結果の報告です。

最後に繰り返しとなりますが、島根県では地方創生として、2040年に合計特殊出生率2.07という目標を掲げました。執行部におかれては、その目標を達成すべく、単年度の数字に一喜一憂することなく、粛々と全力を挙げて取り組んでいただくことを切に要望し、本委員会の報告といたします。